



事務連絡  
平成28年6月28日

農林水産省生産局  
技術普及課長  
農業環境対策課長 殿

経済産業省産業技術環境局計量行政室長

施肥設計のための土壌分析と計量法第107条に規定する  
計量証明事業者の登録の関係について

平成25年11月8日付け「土壌分析に係るJA等の今後の対応について」(25生産2323号及び2324号)において、計量法(平成4年法律第51号)第107条(計量証明事業者の登録義務)を踏まえた施肥設計のための土壌分析の対応方針が示されております。

今般、TPP大筋合意を受けてとりまとめられた「総合的なTPP関連政策大綱(平成27年11月25日)」におきまして、「成長産業化に取り組む生産者がその力を最大限に発揮するため(略)、生産現場の体質強化・生産性の向上、付加価値の向上など、成長産業化に取り組む生産者を応援」するなど、政府をあげて、「攻めの農林水産業への転換を促進する規制や税制の在り方を検証し、実行」していく方針が示されるとともに、本年2月以降、産業競争力会議・規制改革会議の合同会議においても、本件の規制緩和について議論が開始されております。

このような農林水産業をとりまく状況の変化を踏まえ、当省では、施肥設計のための土壌分析と計量法第107条に規定する計量証明事業者の登録の関係について、貴省と意見交換を行いながら、検討を行ってまいりました。

この度、当方から平成28年6月23日付けで照会を行い、同年同月24日付けで回答のあった「農業現場における適正施肥の推進に向けた取組状況について」により、貴省は、環境保全型農業や生産コスト低減を推進する観点から、都道府県に対する国の技術指導指針である「農業技術の基本指針」を改定し、生産コストの低減に資する低成分肥料の普及の推進を図る等の施策を講じていること、また、都道府県においても、生産者が施肥を行うに当たっての技術指導指針である「施肥基準」や「減肥基準」の策定・更新等を進め、全国で適正施肥に向けた取組が行われていること、そして、貴省としては、今後とも、都道府県、農業者団体、肥料関係団体等との連携の下、こうした施策の充実を通じて適正施肥の着実な推進及び指導に努めていくこと、を確認したところです。



このような状況に鑑み、当省としては、施肥設計のための土壌分析値を記載する行為については、今後、計量法第107条の規定に基づく都道府県知事の登録を必要とする事業には該当しないものと整理しました。

つきましては、貴省におかれましては、本件について、JAや肥料販売業者等の施肥設計のための土壌分析を行う事業者に対し周知をお願いいたします。

平成28年6月23日

農林水産省生産局  
技術普及課長  
農業環境対策課長 殿

経済産業省産業技術環境局計量行政室長

農業現場における適正施肥の推進に向けた取組状況について（照会）

当省では、本年2月に産業競争力会議・規制改革会議の合同会議が開催され、施肥設計のための土壌分析に係る規制緩和についての議論が開始されたこと等を踏まえ、現在、JAや肥料販売事業者等が行う施肥設計のための土壌分析と計量法（平成4年法律第51号）に規定する計量証明事業者の登録の関係について検討を行っているところです。

つきましては、上記検討に資するため、貴省が都道府県や農業団体等が連携して行っている適正施肥の推進状況等について、最近の状況を御教示願います。

平成28年6月24日

経済産業省産業技術環境局 計量行政室長 殿

農林水産省生産局 技術普及課長  
農業環境対策課長

農業現場における適正施肥の推進に向けた取組状況について（回答）

平成28年6月23日付けで照会のあった標記の件につきましては、次のとおり回答します。

- 農林水産省は、環境保全型農業や生産コストの低減を推進する観点から、従前より適正施肥を推進しており、最近では、平成27年3月に、都道府県に対する国の技術指導指針である「農業技術の基本指針」を改定し、生産コストの低減に資する低成分肥料の普及の推進を図る等の施策を講じています。  
また、都道府県においても、生産者が施肥を行うに当たっての技術指導指針である「施肥基準」や「減肥基準」の策定・更新等が進められており、平成25年12月から平成28年3月までの間に、27県において施肥基準又は減肥基準の新たな策定又は更新等が行われるなど、全国で適正施肥に向けた取組が行われています。
- 農林水産省としては、今後とも、都道府県、農業者団体及び肥料関係団体等との連携の下、こうした施策の充実を通じて適正施肥の着実な推進及び指導に努めていくこととしています。